

入館料全額減免

①	<p>長崎市にお住まいの方で以下の手帳をお持ちの方及び介助の方1名を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 <p>※各手帳の提示をお願いします。</p>
②	<p>長崎市に所在する次に掲げる施設(長崎市軍艦島資料館観覧料減免申請書の提出が必要)</p> <p>(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設</p> <p>(イ) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(ウ) 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設</p> <p>(エ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)*長崎市に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のこと。(市立・私立区別なし)</p>
③	<p>以下の施設に在学する留学生</p> <p>(ア) 国立大学法人長崎大学</p> <p>(イ) 長崎総合科学大学</p> <p>(ウ) 活水女子大学</p> <p>(エ) 長崎純心大学</p> <p>(オ) 長崎女子短期大学</p> <p>(カ) 長崎外国語大学</p> <p>(キ) 長崎県立大学シーボルト校</p> <p>(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、長崎市に所在する日本語学校、専門学校等</p> <p>※在留カード及び学生証(留学を証明するもの)の提示をお願いします。</p>
④	<p>以下の資格等を有する方</p> <p>(ア)長崎検定3級以上を所持する者(観光客等を案内するために観覧する場合に限る。)</p> <p>(イ)さるくガイド又はボランティアガイド(観光客等を案内するために観覧する場合に限る。)</p> <p>(ウ)長崎市観光大使等(当該観光大使等に係る活動で観覧する場合に限る。)</p> <p>※指定機関が発行する資格を証明できるものの提示をお願いします。</p>

※団体料金及び長崎市内に在住する60歳以上の方の全額減免は廃止されました。

ご不明な点がございましたら恐竜パークインフォメーションセンター(軍艦島資料館)へお尋ねください。

恐竜パーク:095-898-8009